

山ノ内町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和4年12月9日

1 背景

平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、同年9月から税徴収に先行して市町村及び県に譲与が開始されており、その全額を森林の経営管理に必要な施策に要する費用に充てることとされている。

このため、山ノ内町では森林環境譲与税を有効に活用するため、方針を定める。

2 現状と課題

- ・山ノ内町の森林は23,430haで、うち民有林は17,849haとなっている。
- ・民有林のうち人工林は3,552haとなっている。
- ・山ノ内町内では、森林所有者と森林組合の契約に基づき、57の林班において森林経営計画がされ、令和元年度時点の有効面積の累計が2,565haとなっている。
- ・山ノ内町内では、森林組合による木材搬出の他、民間事業者による木材搬出やキノコ栽培向けのオガ材の生産に加え、また、新たに民間林業企業が起業し木材搬出も予定されるなど林業の活性化が見込まれている。
- ・山ノ内町では木材の利活用を中心とした搬出間伐等の施業を行う森林経営計画の策定を通じて山林の境界明確化事業をこれまで進めてきた。しかし、境界不明確な山林が多数あり、地形や地理条件が良くても、森林経営計画が未策定となっている。
また、防災・減災・ライフライン整備といった環境や住民の生活に重点を置いた環境林整備事業も必要とされ、それに伴う境界明確化も重要とされる。
- ・山ノ内町防災マップ（土砂災害）によれば、里山や川や沢など身近な場所で土砂災害警戒区域が存在している。
- ・町内全域において野生鳥獣の出没や野生鳥獣による農作物被害が多数発生している。
- ・山ノ内町では、これらを取り囲む森林の管理が、住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

3 今後の方向性

- ・山ノ内町では国から譲与される森林環境譲与税を次の方針に基づき有効に活用する。
 - ① 山林の境界明確化事業を行う。
 - ② 林業関係団体等が実施する事業に対して補助金を交付する。
 - ③ 里山の防災減災のための森林整備を行う。
 - ④ 森林整備のための林道等の整備・維持修繕を行う。

4 その他

- ・方針に基づき位置図を示す。この位置図は現時点の方針を地図に示したものであるため、変更の必要があれば随時修正する。